

国立大学法人鳴門教育大学の中期目標・中期計画一覧表

| 中期目標 | 中期計画 |
|---|------|
| <p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>鳴門教育大学は、「教育は国の基である」という理念のもとに、教員養成大学として時代の要請に応えるべく、高度な教職の専門性と教育実践力、かつ豊かな人間愛を備えた高度専門職業人としての教員の養成を最大の目標とする。</p> <p>併せて、学校教育に関する先端の実践研究を推進し、我が国の教員養成における先導的な役割を果たすため、以下の目標を掲げ、重点的に取り組む。</p> <p>〔教育〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○カリキュラム・ポリシーに基づいて「教員養成コア・カリキュラム」をはじめとする教育内容を検証し、更に充実させ、今日的課題に対応しうる「教育実践力」を備えた教員を養成する。 ○厳正な成績評価の実施及び教育方法の改善を通して、学位及び教育の質を保証する。 <p>〔研究〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育に関する先端の実践研究を推進するとともに、新規分野である「予防教育科学」の拠点を形成し、その成果を広く学校現場や社会へ還元する。 <p>〔社会貢献・国際貢献〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校英語教育センターにおいて蓄積している事業実績や教育研究の成果を小学校における「外国語活動」に活かし、今後も引き | |

| | |
|---|---|
| <p>続き積極的かつ計画的に教育支援を行う。</p> <p>○JICA等と連携した大学教員の海外派遣，諸外国からの研究者・教員・留学生の受入れを積極的に促進し，開発途上国への教育支援をなお一層充実させる。</p> | |
| <p>◆ 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>①この中期目標を達成するため，別表1に記載する学校教育学部，学校教育研究科を置く。</p> <p>②兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）の構成大学である。</p> | |
| <p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>1) 教育内容を充実させ，学校教育の今日的課題に対応しうる教育実践力を備えた人材を養成する。</p> | <p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1)-① 学校教育の今日的課題に応えるため，カリキュラム・ポリシーに基づき，新たな授業科目を開設するなど，教員養成コア・カリキュラムを更に充実させる。</p> <p>1)-② 附属学校及び協力校との連携をより強化し，学校現場における教育実践のための教育システムを更に充実させる。</p> <p>1)-③ 専門職学位課程の教育内容等について検証し，より一層充実させる。</p> |

2) 高度専門職業人としての能力の修得状況を厳正に評価する体制を再構築し、単位及び学位プログラムの質を保証する。

3) 教職への熱意と使命感，意欲のある者を積極的に受入れるなど，入学者選抜方法及び入試広報の改善に取り組む。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

1) 質の高い教育を行うため，教育内容にふさわしい教育実施体制及び教育支援体制を充実させる。

2)-① 単位認定並びに進級，卒業及び修了に関する成績評価制度を再構築し，厳正な評価を実施する。

2)-② 学士課程において，新たに開設する授業科目「教職実践演習」による，総合的な教師力の評価を通し，卒業時における質を保証する。

2)-③ 教員養成に係る教育の成果として，学士課程において教員就職率（進学者を除く。）を70%以上にする。また，修士課程では，教職をはじめ教育関連分野への就職率をより一層高める。

3)-① アドミッション・ポリシーを検証し，本学の求める学生の入学を促進するため，入学者選抜方法を改善する。

3)-② オープンキャンパス，進学相談会，大学説明会の改善やウェブページの充実を通して各種情報を積極的に提供し，入試広報を更に充実させる。

3)-③ 四国地区5国立大学連携による「連合アドミッションセンター」を設置し，学力を含めた総合的評価によるAO入試について検討を進める。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1)-① 学校現場のニーズに応えるため，多様な教育機会を提供する。

1)-② 教職に関する高度な専門性と実践力を育むため，学習支援，情報支援体制を充実させる。

1)-③ 学士課程において実践的教育指導を充実させるため，附属学校や地域の学校教員等との連携及び協働による指導体制を拡充する。

1)-④ 四国地区5国立大学連携による「大学連携 e-Learning 教育支援センター四国」を設置し，大学教育の共同実施を推進する。

- 2) 教育の質の向上を図るため、教育方法、評価方法等について検証及び改善を行い、より一層充実させる。

(3) 学生への支援に関する目標

- 1) 学生が健全で安心して修学できる環境を整備するため、学習支援及び生活支援を積極的に行う。

- 2) 高度専門職業人としてのキャリア形成について支援するとともに、卒業・修了後の適切なフォロー体制を確立する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 1) 学校教育に関する先端実践研究を推進し、研究成果を公表するとともに、学校現場や社会へ還元する。

- 2)-① 学長直轄の組織として改組したFD・SD委員会において、学長のリーダーシップのもと全学体制で効果的なFD事業を推進する。
- 2)-② 学内外の有識者の意見を効果的に反映させ、教育評価制度及び教育評価体制を改善する。
- 2)-③ 教育の成果を検証し、教育改善に活用するため、卒業生、修了生、現職教員及び教育行政関係者等に対する調査等を計画的に実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 学生の健康状態を健全に保つため、メンタルヘルス・保健事業についてPDCAサイクルを通して改善し、更に充実させる。
- 1)-② 経済的支援をはじめとする各種学生支援事業を積極的に実施するとともに、厚生補導施設を充実させる。
- 1)-③ 学生の意見を取り入れ、学習支援策を充実させるとともに、自主研鑽を促すプログラムを積極的に提供する。
- 2)-① 学生のキャリア形成支援の一環として、教職ガイダンス、就職ガイダンス等を実施するなど、就職支援事業を更に充実させる。
- 2)-② 交流を通じた各種情報交換のための卒業生、修了生、在学生、教職員間の相互ネットワークを構築し、卒業及び修了後におけるフォロー体制を確立する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 学校教育に関する先端実践研究として、予防教育科学、教科内容学及び各種GP等に関連するプロジェクト研究を重点的に行う。
- 1)-② 学校現場等との連携により、教育実践に関する共同研究を推進し、研究成果を還元する。
- 1)-③ 保有する研究成果等のデータベース化を推進し、ウェブページで公開することにより、学校現場や社会に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- 1) 先端的実践研究を推進するため、研究環境を整備するとともに、研究支援体制及び研究評価体制を更に充実させる。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- 1) 教育関係機関等と連携した学校現場等への教育支援事業はもとより、社会のニーズに沿った教育・研究・文化事業を積極的に実施する。
- 2) 大学の教育研究資源を広く社会に還元し、学校教育や社会教育に貢献するため、各種の教育事業を積極的に実施する。

(2) 国際化に関する目標

- 1) 国際的な学術交流、学生交流及び開発途上国への教育支援を推進し、国際社会に貢献する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 予防教育科学をはじめとする社会のニーズに応じた学校教育に関する研究を機動的かつ重点的に行うため、研究支援体制を見直し、改善する。
- 1)-② 研究の質の向上のため、研究に関する評価制度及び評価体制について検証し、更に充実させる。
- 1)-③ 附属図書館をはじめとする学内共同教育研究施設における研究環境を充実させる。
- 1)-④ 四国地区5国立大学連携による産学官イノベーション創出拠点を構築し、産学官連携活動を充実する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 小学校英語教育センターの事業実績や教育研究の成果を活かし、小学校における外国語活動支援を引き続き計画的に行う。
- 1)-② 徳島県教育委員会、市町村教育委員会等との教育・文化に関する研究連携事業を実施し、その成果を広く社会に還元する。
- 1)-③ 徳島県教育委員会等と連携・協力し、現職教員の資質及び能力向上のための各種研修及び講習事業を実施する。
- 2)-① 大学公開事業を積極的に推進し、本学の人的資源を教育委員会、学校現場及び一般社会に対し還元する。
- 2)-② 生徒等の修学心を促し、学力向上に貢献するため、教育委員会と連携し、教育支援事業を充実させる。
- 2)-③ 地域社会への附属図書館サービスをより一層充実させる。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 教員教育国際協力センターの充実を図り、JICA等と提携協力し、開発途上国での教育支援を積極的に推進する。

(3) 附属学校に関する目標

- 1) 附属学校と大学との間で、教育研究のための相互支援体制及び実地教育実施体制を強化し、更に充実させる。

- 2) 附属学校間の連携及び協力体制の充実を図り、大学と協働して教育関係機関や社会のニーズを踏まえた教育実践を行う。

- 3) 附属学校において、適切かつ健全な管理運営を推進する。

1)-② 国際学術交流協定校等とのセミナー、シンポジウム、共同研究等を積極的に実施する。

1)-③ 留学生の受入体制を充実し、修学環境を整備するとともに、教職員の国際化に対応するための研修を積極的に実施する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1)-① 附属学校教員と大学教員とによる共同教育研究体制を検証し、共同研究を積極的に実施する。

1)-② 附属学校教員による大学での授業担当、大学教員による附属学校における授業担当等の相互支援システムを強化し、更に充実させる。

1)-③ 附属学校における実地教育実施体制の検証を行い、大学における授業内容に連動させた、より実践的な実地教育を推進する。

2)-① 附属学校間の連携を図るための組織を編成し、教員の相互交流を行い、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校間における連携教育を実施する。

2)-② 附属学校間の教育研究連携体制を確立し、大学との協力のもと、地域の学校現場と連携し先導的研究を推進する。

3)-① 学校評議員制度及び学校関係者評価制度を更に充実させ、社会に開かれた附属学校運営を行う。

3)-② 附属学校における管理運営体制を検証し、充実を図る。

3)-③ 幼児、児童及び生徒の安全を確保するため、安全管理計画を更に充実させるとともに、施設及び設備面においても計画的に安全対策を講じる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- 1) 学長直属の組織とする経営企画本部の機能を強化し、適正な業務を確保する内部統制を確立するとともに、戦略的な大学経営を推進する。

- 2) 入学定員を社会的ニーズ等に対応した適正規模に見直し、それに伴う大学運営組織を再構築することにより、教育研究等の質を確保する。

- 3) 学内資源を最大限に活用し教育研究環境の充実を図るため、効率的・効果的な資源配分を行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 1) 戦略に基づいた機動的かつ柔軟な事務組織を構築し、併せて新たな人事評価制度を導入することにより、効率的な事務処理を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1)-① コンプライアンス及びリスクマネジメントを中心とした内部統制を確立し、PDCAサイクルの実施により、内部統制機能を充実させる。
- 1)-② 経営戦略に基づき、効率的かつ柔軟な組織運営及び業務運営を行う。
- 1)-③ 大学の広報体制を見直すとともに、ITを中心とした効率的・効果的な広報活動を実施する。
- 2)-① 社会的ニーズ等大学を取り巻く内外の環境分析を行い、大学院（修士課程、専門職学位課程）、学部及び附属学校の入学定員等について検討し、適正な規模に見直す。
- 2)-② 教育研究組織、センター組織及び事務組織を総合的に見直し、教育研究及び業務運営体制を再構築する。
- 3)-① 機動的かつ柔軟な大学運営を行うため、人員配置方針を見直し、新たな配置計画を策定し、効率的かつ適正な人員配置を行う。
- 3)-② 効率的かつ効果的に予算を執行するため、学内予算配分方針を点検し、改善を行う。
- 3)-③ 大学が保有する情報資産を、適切な管理運用方法により、学内で有効活用するとともに、学外にも広く発信する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 戦略的・機動的な大学運営を図るため、内部統制システムを構築するとともに柔軟に事務組織を見直す。
- 1)-② 事務系職員に新たな人事制度（採用、評価、研修等）を導入するとともに、事務システムを改善し、事務処理環境を整備する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金，寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- 1) 競争的資金，寄附金等の外部資金の確保及びその他の自己収入を増加させる。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

- 1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき，平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に，「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき，国家公務員の改革を踏まえ，人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

- 1) 常に業務内容及び業務実態について検証を行い，業務費全体の抑制を推進するとともに，資源を有効活用する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 1) 資産の有効活用を推進するとともに，積極的に運用する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金，寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 外部資金確保に向けた全学的取り組みを強化するとともに，研究費の業績主義的傾斜配分をはじめとするインセンティブを拡充する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

- 1)-① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき，国家公務員に準じた人件費改革に取り組み，平成18年度からの5年間において，△5%以上の人件費削減を行う。更に，「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき，国家公務員の改革を踏まえ，人件費改革を平成23年度まで継続する。

- 1)-② 常勤職員以外の人件費についても，計画的に抑制する。

(2) 人件費以外の経費の削減

- 1)-① 全体経費を抑制するため，多様な契約方法を導入するとともに，「業務コスト節減対策」を検証し，改善する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 学内及び地域のニーズ等を踏まえ，屋外体育施設等を更に有効活用する。

- 1)-② 職員宿舎及び非常勤講師宿泊施設等の有効な活用方針を策定し，運用する。

| | |
|--|--|
| <p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>1) 自己点検・評価制度，評価結果及びその活用方法等について検証し，更なる適正化及び効率化を図る。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>1) 大学情報を適切かつ迅速に発信し，透明性を高め，社会への説明責任を果たす。</p> | <p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>1)-① 自己点検・評価制度及び評価結果の活用方法等の適正化について，学外の有識者による検証を受け，評価制度等を改善する。</p> <p>1)-② 自己点検・評価業務の効率化を図るため，評価システムを改善する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>1)-① 多様な大学情報の積極的な発信を通して，幅広い広報活動を行う。</p> <p>1)-② 機関リポジトリを構築し，学術研究情報を発信する。</p> |
| <p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>1) 効果的な施設メンテナンス及び設備更新等を計画的に行うとともに，施設・設備の有効活用を推進する。</p> <p>2 環境マネジメントに関する目標</p> <p>1) 環境マネジメント体制を構築し，環境対策を推進する。</p> | <p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1)-① 既存の施設改修計画及び設備マスタープランを見直し，新たな計画に基づき整備する。</p> <p>1)-② 大学の教育研究体制に応じた柔軟な施設・スペースの再配分を行う。</p> <p>2 環境マネジメントに関する目標を達成するための措置</p> <p>1)-① 環境基本計画を策定するとともに，環境マネジメントシステムを構築し，継続的に環境保全に取り組む。</p> <p>1)-② 環境保全に関する啓発活動を推進するとともに，地域との連携を図りつつ，学生と教職員が一体となって環境保全を行うための協働システムを構築する。</p> <p>1)-③ 多様な環境活動を支援するため，大学及び周辺地域の自然環境に配慮した施設・設備等を計画的に整備する。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>3 リスクマネジメントに関する目標</p> <p>1) 継続的かつ健全な大学運営を可能とするため、あらゆるリスクに対応したリスクマネジメントシステムを構築し、大学としての社会的責任（USR）を果たす。</p> <p>4 法令遵守に関する目標</p> <p>1) 法令、規則及び社会的規範に則った大学経営を行う。</p> <p>5 男女共同参画社会の対応に関する目標</p> <p>1) 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を推進する。</p> | <p>3 リスクマネジメントに関する目標を達成するための措置</p> <p>1)-① リスクマネジメントシステムを構築するとともに、行動計画に基づいたマニュアルを策定し運用する。</p> <p>1)-② 情報セキュリティ人材を育成・確保するとともに、セキュリティ意識の向上を図ることにより、最適な情報セキュリティ水準を確保した、安全で安心なIT利用環境を構築する。</p> <p>1)-③ 南海・東南海地震をはじめとする大規模な自然災害等に対し、各種計画（避難、誘導、救助、備蓄等）に基づく訓練等を地域と一体で実施するとともに、日常の安全（衛生）対策、予防対策についても計画的に取り組む。</p> <p>1)-④ 学生（幼児・児童・生徒等含む。）を取り巻くリスク（事故、情報倫理、薬物等）に対応した教育・指導を強化する。</p> <p>1)-⑤ 講習会をはじめとする啓発活動の強化及び相談体制の充実により、多様なハラスメントの防止に取り組む。</p> <p>4 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>1)-① 法人監査機能及び内部統制機能を強化し、法令遵守を徹底した大学運営を推進する。</p> <p>1)-② 学外の有識者を活用した内部統制体制を構築し、統制機能を充実させる。</p> <p>5 男女共同参画社会の対応に関する目標を達成するための措置</p> <p>1)-① 男女共同参画社会の構築に向けた大学の指針に基づき、大学教職員等のニーズを踏まえた施設及び制度等の整備を推進する。</p> |
| | <p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>別紙のとおり</p> |

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

9億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額（百万円） | 財源 |
|----------|----------|---------------------------------|
| ・小規模改修 | 総額 144 | 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (144百万円) |

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成す

るために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

人員管理を人件費総額で管理することとなるが、運営費交付金の算定ルールなどを参考に、年俸制の導入や人事交流を活性化し、第2期中期目標期間中の適正な人員配置を計画する。

3 中期目標期間を超える債務負担

なし

4 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ・教育、研究に係る業務及びその附帯業務

別表 1 (学部, 研究科等)

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 学 部 | 学校教育学部 |
| 研 究 科 | 学校教育研究科 |
| | 連合学校教育学研究科 (兵庫教育大学連合大学院の構成大学である。) |

別表 (収容定員)

| | | | | |
|--------------------|---------|------|---------|------|
| 平成 2 2 年度 | 学校教育学部 | 400人 | | |
| | 学校教育研究科 | 600人 | | |
| | | | うち修士課程 | 500人 |
| | | | 専門職学位課程 | 100人 |
| 平成 2 3 年度 | 学校教育学部 | 400人 | | |
| | 学校教育研究科 | 600人 | | |
| | | | うち修士課程 | 500人 |
| | | | 専門職学位課程 | 100人 |
| 平成 2 4 年度 | 学校教育学部 | 400人 | | |
| | 学校教育研究科 | 600人 | | |
| | | | うち修士課程 | 500人 |
| | | | 専門職学位課程 | 100人 |
| 平成 2 5 年度 | 学校教育学部 | 400人 | | |
| | 学校教育研究科 | 600人 | | |
| | | | うち修士課程 | 500人 |
| | | | 専門職学位課程 | 100人 |
| 平成 2 6 年度 | 学校教育学部 | 400人 | | |
| | 学校教育研究科 | 600人 | | |
| | | | うち修士課程 | 500人 |
| | | | 専門職学位課程 | 100人 |

| | | | | |
|----------------|---------|------|---------|------|
| 平成 27 年度 | 学校教育学部 | 400人 | | |
| | 学校教育研究科 | 600人 | | |
| | | | うち修士課程 | 500人 |
| | | | 専門職学位課程 | 100人 |

別表2（共同利用・共同研究拠点）

該当なし

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 鳴門教育大学

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 21,118 |
| 施設整備費補助金 | 0 |
| 船舶建造費補助金 | 0 |
| 国立大学財務・経営センター施設費交付金 | 144 |
| 自己収入 | 4,483 |
| 授業料及び入学生検定料収入 | 4,142 |
| 附属病院収入 | 0 |
| 財産処分収入 | 0 |
| 雑収入 | 341 |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等 | 928 |
| 長期借入金収入 | 0 |
| | |
| 計 | 26,673 |
| | |
| 支出 | |
| 業務費 | 25,601 |
| 教育研究経費 | 25,601 |
| 診療経費 | 0 |

| | |
|--------------------|--------|
| 施設整備費 | 144 |
| 船舶建造費 | 0 |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 | 928 |
| 長期借入金償還金 | 0 |
| | |
| 計 | 26,673 |

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 19,092百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人鳴門教育大学役員退職手当規程及び国立大学法人鳴門教育大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I 〔一般運営費交付金対象事業費〕

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

〔一般運営費交付金対象収入〕

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II 〔特別運営費交付金対象事業費〕

⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \\ \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y)：教育研究等基幹経費(①)を対象。

F(y)：その他教育研究経費(②)を対象。

G(y)：基準学生納付金収入(③)、その他収入(④)を対象。

S(y)：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y)：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B (y) = H (y)}$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C (y) = I (y)}$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 鳴門教育大学

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------|--------|
| 費用の部 | 26,551 |
| 經常費用 | 26,551 |
| 業務費 | 24,833 |
| 教育研究経費 | 3,397 |
| 診療経費 | 0 |
| 受託研究費等 | 819 |
| 役員人件費 | 376 |
| 教員人件費 | 15,000 |
| 職員人件費 | 5,241 |
| 一般管理費 | 860 |
| 財務費用 | 0 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 858 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収入の部 | 26,551 |
| 經常収益 | 26,551 |
| 運営費交付金収益 | 20,463 |
| 授業料収益 | 3,302 |
| 入学金収益 | 700 |
| 検定料収益 | 140 |

| | |
|----------|-----|
| 附属病院収益 | 0 |
| 受託研究等収益 | 819 |
| 寄附金収益 | 91 |
| 財務収益 | 13 |
| 雑益 | 327 |
| 資産見返負債戻入 | 696 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | 0 |
| 総利益 | 0 |

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 鳴門教育大学

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 資金支出 | 26,717 |
| 業務活動による支出 | 25,643 |
| 投資活動による支出 | 1,030 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 44 |
| | |
| 資金収入 | 26,717 |
| 業務活動による収入 | 26,529 |

| | |
|------------------|--------|
| 運営費交付金による収入 | 21,118 |
| 授業料及び入学金検定料による収入 | 4,142 |
| 附属病院収入 | 0 |
| 受託研究等収入 | 819 |
| 寄附金収入 | 109 |
| その他の収入 | 341 |
| 投資活動による収入 | 144 |
| 施設費による収入 | 144 |
| その他の収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前中期目標期間よりの繰越金 | 44 |

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

(備考)

1. 平成23年4月提出の一覧表と同じ様式です。(A4版横長用紙に横書き)
2. 変更のない項目も含めて一覧表全体を提出してください。(別表、別紙も含む)
3. 教育関係共同利用拠点が該当する場合、平成20年9月30日付事務連絡「国立大学法人の第二期中期目標・中期計画の項目等について」の学部等の記載例における中期目標別表2の標題を教育関係共同利用拠点に変更又は追加し、拠点名称を記載してください。
4. 各頁は、片面印刷とし、クリップ留めをしてください。